

群馬東部水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年2月3日

群馬東部水道企業団	監査委員	長瀬	裕一
群馬東部水道企業団	監査委員	杉山	英行
群馬東部水道企業団	監査委員	荒井	英世

記

- 1 監査の基準 群馬東部水道企業団監査基準
- 2 監査の対象 総務課、企画課、工務課、庁舎建設室、館林支所、みどり支所
- 3 監査対象期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- 4 監査の着眼点 ①財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
②経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。
- 5 重点監査項目 ①たな卸資産（量水器）の管理業務
②備品管理業務
- 6 監査の実施内容
 - (1) 監査の方法
定期監査の実施にあたっては、監査資料及び関係書類の提出を求めた上で、各監査対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。
また、重点監査項目のたな卸資産（量水器）の管理業務について、関係職員から説明を求め、管理一覧表と、保管されている量水器の照合を行った。
 - (2) 監査の期間
令和7年8月4日から令和7年10月27日まで

7 監査の結果

重点監査項目①「たな卸資産（量水器）の管理業務」の執行状況は、適正なものと認められた。

重点監査項目②「備品管理業務」の執行状況についても、おおむね適正なものと認められた。

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況は、おおむね適正なものと認められたが、一部に改善事項が見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。